

## 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第2項に規定する「特定整備」を行う事業を営む者（以下「自動車特定整備事業者」という。）は、法第78条第1項に基づき特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受け、当該認証を受けた事業場内で特定整備を実施しているところである。

昨今、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自動車を認証工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な特定整備を受けられる、いわゆる「訪問特定整備」のニーズが高まっている。

これを踏まえ、今般、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）について、所要の改正を行う。

### 2. 概要

道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項に掲げる、法第91条の3に基づく自動車特定整備事業者が遵守すべき事項に、訪問特定整備を行う場合には、当該特定整備の適切な実施のため必要なものとして告示で定める要件を満たすこととする規定を追加する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年3月

施行：令和7年6月